

日米安保条約の締結と日本の自衛権

古 関 彰 一

はじめに

本稿は、日米安保条約（1951年）の締結にあたり、日米間で憲法上の自衛権と、自衛権の行使主体（軍隊）とがどのように考えられてきたのかを、考察したものである。とはいえ、憲法上の自衛権と、外交文書等に現われる国際法上の自衛権とが、必ずしも同一のものではなく、さらには、安保条約の締結と再軍備以来、「自衛権」をめぐる長く激しい議論が続けられてきており¹⁾、これらの概念をすべて整理した上で、上述の交渉経過を論ずることは、至難の問題である。

本稿では、日米安保交渉の中で、憲法上の自衛権がどのように位置づけられることになったか、その事実の整理に重点をおき、交渉にあたり長く準備された米国側のそれにいたる構想を予備的に示すこととした。憲法の「自衛権」あるいは9条そのものが、日米安保条約に動機づけられて論議の対象となってきた以上、政府のこれらにたいする公的解釈とともに、米国とどのような合意が形成され、また米国政府がいかなる理解を示したかを考察することは、その後の自衛権の態様、さらには政府解釈を異なる次元での理解にいくらかなりとも益するところがあると思うからである。

I 限定的軍備と警察力

陸軍省が「日本にたいする限定的軍備」（JCS1380/48）²⁾と題する政策文書を決定するのは1948年5月である。これは米国政府部内での最初の対日再軍備

研究である。

この研究は冷戦が進行するなかで「もし日本がソビエトの支配下に入るならば、極東におけるわれわれの唯一の“敷居”が失われ」との認識の下に行われている。まず規模であるが「小規模、軽装備で2～30万人」を想定する。これが「限定的再軍備」と称せられた理由である。つぎに創られる軍隊の目的と性格をつぎのように述べている。「その軍隊は、日本の防衛を分担することによって、合衆国軍の使用に経済的効果をもたらすような軍隊である。わが軍隊においては人的資源が決定的に不足しているので、われわれは極東において最少限の軍隊を使用することが決定的に必要となる。」「日本の限定的軍隊は合衆国によって組織され、厳重に監視されるべきであり、国内の安全を維持し、外部侵略にたいする局地的防衛行動に従事し、国威の再興に貢献するという目的のために存在すべきである。」

つぎに憲法との関係について、防衛的性格の強い軍隊（その後の日本での議論でいえば「自衛力」）であるにもかかわらず、憲法前文をも含めて検討して、つぎのように判断している。「法形式上は憲法は防衛の軍隊を禁止するものではないということが論議されよう。しかしながら、憲法の前文ならびに今日まで発せられた占領諸命令は、憲法の意図が無条件に戦争を放棄し、軍隊を禁止し、平和を愛する諸国民の信義に日本の安全を託することにあることを明らかにしている。従って、警察隊（constabulary）を超える高度な水準の日本軍事機構の創設は違憲であると憲法解釈をすることが、唯一合理的であり、かつ、日本国民との関係において、合衆国をして長期的にみて最良の政治的地位に置かしめるものである。」

一方議論の過程で、治安維持を目的とするものであるならば、憲法改正を必要としない警察力の増強によって目的が達せられるのではないかと、との意見がなかったわけではない。しかし、これに対しては、陸軍参謀から『警察力』と『自衛力』との間には、明確な相違がある。訓練と選抜方法から考えて、警察官は国内の法と秩序を維持するための要請を越えた行動をとりうる地上軍の中核となるために適切ではない」との意見が出され、陸軍省案としては限定的軍備が必要との判断になる。

こうした陸軍省での限定的軍備政策が進められる一方において、国務省も対日占領政策の転換のための準備が進められていた。しかし、国務省は陸軍省の限定的軍備政策には反対であった。その理由は①アジア・太平洋諸国が日本軍国主義の復活とみて反対すること、②マッカーサー最高司令官が反対していること、③極東委員会 (Far Eastern Commission: FEC) 決定に反すること、などであった。①と②については後述することとして、ここでは③についてのみ触れておくこととする。

FEC はポツダム宣言にもとづいて日本の非軍事化にかかわる、つぎの三つの決定をしていた。「降伏後における対日基本方針」(1947年6月20日, FEC 014/9), 「日本の戦争遂行のための産業力の削減」(1947年8月14日 FEC084/21), 「日本における軍事活動の禁止および日本の軍事装備の廃棄」(1947年2月12日, FEC 017/20)。FEC 017/20はその第2項で

武器、弾薬および戦争用具を所持することは最高司令官が認める以下の場合を除き、いかなる日本人にたいしても禁止される。

- a. 日本の市民警察機関が、法と秩序を維持する目的で、ライフルとピストル、それに必要な弾薬、その他市民警察のみによって使用される小火器
- b. 狩猟免許保持者の使用する登録猟銃、

と定めていた³⁾。ここにいう「小火器」について、FEC 政治顧問のブレイクスリーや国務省法律顧問は、「機関銃、催涙ガスなど」と解釈している⁴⁾。つまりこの決定が有効である限り（これは占領を続ける限り、ということでもある）、陸軍省の構想は実現不可能と判断しないわけにはゆかなかった。

そこで国務省は現段階(1948年)では警察力の増強で十分であると判断する。⁵⁾ 結果的にはこの国務省案が最高政策決定機関の国家安全保障会議 (National Security Council: NSC) で受け入れられることとなる。「合衆国の対日政策に関する勧告」(NSC 13/2, 1948年10月)はつぎのように述べている。

沿岸警備隊を含む日本の警察機構は、現有警察力の増強、再装備及び現在の中央集権の警察組織の拡充によって強化されるべきである⁶⁾。

この決定にたいし軍部ものちに同意を示し、ブラッドレー統合参謀本部 (JCS) 議長はつぎのように述べている。「たとえ限定的な日本軍隊の設立であっ

ても、……そのような行為は憲法の改正とポツダム宣言の廃棄とを要求することとなるが故に、実際的かつ賢明ではない。」⁶⁾

このように軍部は一時的であれ、再軍備から憲法改正へと一直線に進む方向をあきらめるが、中国情勢が米国からみて悪化する中で、「ソ連もしくはその衛星国が日本にたいして公然たる侵略を行う時までに日本の自衛能力が発展させられなければならない」⁷⁾との危機感を深める (NSC 49, 1949年6月)。これに対し国務省は、中国情勢にたいしては JCS 見解に同意しつつも、日本がソ連志向になるか否かは「日本国民の態度」の問題であり、そのためには政治的・経済的・心理的側面を重視すべきであると主張し、日本の安全保障をソ連との関係ではなく、国内問題として捉え、「日本の国内の安全保障は従来になく重要な問題」とし、その意味で、国務省としては初めて、「適当な時期に日本の自衛能力を発展させなければならない」⁸⁾ことを認める (NSC 49/1, 1949年9月)

以上のごとく、この期における政府部内の国務省と軍部との議論は、次第に軍隊創設へと傾いてはゆくものの、それも日本に対する外部からの侵略に自衛権を行使させるためではなく、日本国内の安全・治安確保を目的とするものであった。日本の対外主権（自衛権）との関連では全く論じられていない。と同時にこのような軍隊であっても憲法改正が必要であると判断していたことを知ることができる。

II マッカーサーの自衛権観念

米国の対日政策にたいして、政策決定権限は持たないものの、政策決定に大きな影響力を持っていたのは連合軍最高司令官の地位にあったマッカーサーであった。この問題にたいするマッカーサーの見解を時間的経過に従って略述すると以下のごとくである。

マッカーサーはさきの JCS 1380/48 ならびに NSC 13/2 の政策決定の過程で意見を求められている (1948年3月21日) が、講和条約後も含めて、「限定的軍備」に強く反対している。その理由として、ポツダム宣言とそれに基づく

占領政策に反すること、日本経済はそれを許容する力を持っていないこと、日本国民が政治手段としての戦争を拒否していること、などを挙げている。これにたいし日本が侵略を受けた際の防衛手段について、つぎのように述べている。「外部侵略から日本の領土を防衛しようとするならば、われわれは、陸・海軍よりまず空軍に依拠しなければならない」との軍事判断を示し、そのためには空軍基地が必要であるが、沖縄には「強力にして有効な空軍作戦を準備するのに十分な面積がある」、従って沖縄を空軍の要塞基地として米国が確保しておけば「日本本土に軍隊を維持することなく、外部の侵略に対し、日本の安全を確保することができる」⁹⁾と主張した。

このようなマッカーサーの日本（本土）非武装化構想は冷戦が深まる1949年に入っても変わらず、「日本国憲法を修正する考えにもとづいて日本国民に憲法の再検討を迫るような行為を連合国は現時点で決してするべきではない」¹⁰⁾（1949年1月）と陸軍省に書簡を送っているほどである。このような憲法擁護姿勢をつらぬくマッカーサーの背後には、本国の軍部が考える「ソ連による公然たる日本侵略」とは全く異なった情勢認識があったこともまた事実である。マッカーサーは1949年7月の時点で「私は非武装中立の日本のためにソ連を含むあらゆる関係諸国からその保証をとりつけることは可能であると確信している」¹¹⁾と述べている。

こうした文脈の中で1950年1月1日の年頭メッセージが発せられる。このメッセージは日本国憲法における「自衛権」を認めたものであると広く解されていることもあり、正確を期すため少々長い引用をせざるを得ない。

現在一部の皮肉屋たちは日本が憲法によって戦争と武力による安全保障の考え方を放棄したことを単なる夢想にすぎないとあざげっているが、諸君はこうした連中の言葉をあまり気にかけてはいけな。この憲法の規定は日本人がみずから考え出したものであり、もっとも高い道義的理想にもとづいているばかりでなく、これほど根本的に健全で実行可能な憲法の規定はいまだかつてどこの国にもなかったのである。この憲法の規定はたとえどのような理屈はならべようと、相手側から仕掛けてきた攻撃にたいする自己防衛の

冒しがたい権利を全然否定したものととは絶対に解釈できない。それはまさに、銃剣のために身をほろぼした国民が、銃剣によらぬ国際道義と国際正義の終局の勝利を固く信じていることを力強く示したものにほかならない¹²⁾。

このマッカーサー声明の「自己防衛の冒しがたい権利」を理解するためには、つぎの覚書をも含めて考察した時、はじめてマッカーサーがここで述べた「自衛権」の観念を理解できよう。この覚書は、「戦後日本における安全保障概念についての覚書」と題されるもので、6月22日に来日中のダレスと会談した翌日、つまり朝鮮戦争勃発の2日前に、書かれたものである。この覚書の中でマッカーサーはダレスの主張をかなり取り入れて、米軍の日本本土駐留を全面的に認め、「日本列島全体が軍事演習の潜在的区域とみなされる」条約が必要だと述べている。これはマッカーサーの軍事認識の根本的な転換であった。マッカーサーはさきに引用したごとく1948年段階では沖縄を空軍のために軍事要塞化すれば「日本本土に軍隊を維持する」必要はないと判断していたのである。ただし、日本の軍隊・軍備については全く触れず、「日本の警察力(police forces)は、当然のこととして国内の安全保障にとって十分な規模と性格に拡大されることとなろう」と警察についてのみ述べている。そして最後に米軍の駐留は日本経済に貢献するので日本人に受け入れられるであろうと述べたあとで、自衛権についてつぎのように述べている。「日本問題のいかなる研究においても、日本国憲法の戦争放棄にかかわらず、略奪的攻撃の場合に自衛する権利は当然のことであり、譲り渡すことのできないものである。そのような場合に、日本は防衛に介入する安全保障軍を支えるために利用可能な人的・物的資源のすべてを動員するであろう。」¹³⁾

ここでマッカーサーはたしかに「自衛する権利 (right to self-defense)」という用語を用いているが、その一方で戦争を放棄し、武力による紛争の解決を否定した憲法を高く評価している。ここから「武力なき自衛権」論が生れてきたものと思われる。しかし重要なことは、マッカーサーが「自己防衛する冒しがたい権利」もしくは「自衛する権利」と言っている場合、それは常に駐留する米軍との関連において用いられていることである。ここでの自衛権の内実

は「防衛に介入する安全保障軍を支えるために利用可能な人的・物的資源のすべてを動員すること」である。

つまりマッカーサーの「自衛権」は米軍の日本駐留を認めると同時に出てきたものであり、沖縄への駐留で十分であると判断していた段階では、日本本土の、つまり憲法上の「自衛権」はなんら言及されていない。

「武力なき自衛権」論はこのマッカーサーの年頭声明直後にあらわれてくるが、国際法学者の横田喜三郎の場合も、憲法学者の宮沢俊義の場合も、自衛権を自然権のごとく解し、憲法が明示的に放棄していない以上、自衛権があるとの解釈を示したが、これらの解釈とマッカーサーのそれとは大きな違いがある¹⁴。

Ⅲ 太平洋集団安全保障体制と日本の自衛権

日本の自衛権をめぐる議論は、以上のような日本再軍備問題とは別に、安全保障条約の形態の問題との関連においても論ぜられてきた。米国政府は中華人民共和国が成立する（1949年10月）なかで、これに対抗しうるアジア・太平洋諸国のなんらかの連携形態を模索し始めた。1949年末に NSC が決定した「アジアに関する合衆国の立場」（NSC 48/2）は「共産主義者による対外的侵略と国内の破壊からこの地域の安全保障を発展・強化させる行動を合衆国はとるべきである」とし、この地域の集団的安全保障取決の必要性を打出す。そして「そのような安全保障取決は、個別的・集団的自衛権を定めた国連憲章51条の規定に合致することが必要」¹⁵としていた。

この決定の下で JCS は講和条約後の日本の安全保障を独立した主権国家の有する自衛権ならびにそれにもとづく軍事力を前提とした集団的安全保障取決を考えた。JCSは講和後に日本の有する自衛権と軍隊の形態をつぎのように述べている。「日本が主権国家としての地位を回復し、あらゆる権限を行使し、そこから生ずる責任を負う時が来ることはもはや避けがたいことである。現存する国際情勢からすると、これらの権利のなかに自衛の権利が含まれなくてはならないことを、われわれは現実として認めなければならない。いかなる主権

国家も、平和的環境が今日のごとく深刻な脅威に晒されている時に、諸外国の善意にたよって自国の安全保障の責任を逃れることはできない。」以上の前提にたつて JCS は「a, 効果的な自衛のために、日本は結果的に十分な再軍備が必要であり、b, 日本にたいする合衆国の方策は、再軍備されかつ友好的な主権国家日本へと導く第一段階となるべきであり、c, かりに世界戦争が勃発した場合には、日本の戦力は合衆国に利用されるべきである。」¹⁶⁾

しかしながら、このような日本の講和後の国家としてのあり方を受け入れる余地は、アジア・太平洋地域にはなかった。たしかに共産主義の「脅威」の下で多くのアジア・太平洋諸国が集団的安全保障構想を持っていたことは事実である。しかし、日本との関係では米国の構想とはかなり異ったものであった。

フィリピンของキリノ大統領は、トルーマンと会見し、トルーマンから集団的安全保障構想を持ちかけられたのに対し、「アジア同盟」(Asian Union)を提案し、その構成国を韓国、中華民国(台湾)、ビルマ、タイ、インドネシア、パキスタンとした。キリノは日本をこの同盟に加えることを全く考えていなかった¹⁷⁾。またオーストラリアのスペンダー外相は、「太平洋条約」(Pacific Pact)構想を提案するが、「英連邦諸国による構成」を考え、これも日本を除外するものであった。これに対し米国は日本の加盟を提案するが、スペンダーは「将来加盟することになるが、(講和条約調印直後は)明らかに時期早尚だ」と述べ、さらに「米国は対日講和に(日本の再軍備を認めるという)ソフトな構想をもっているようだが、それへの見返りなしには講和条約への合意はむつかしいだろう」と厳しい条件をつけた¹⁸⁾。

こうした中で米国政府は「講和条約7原則」を作成する。その第4項の「安全保障」はつぎのごとくである。

条約は、国際連合が実効的責任を負担するというような満足すべき別途の安全保障取決が成立するまで、日本区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の施設と合衆国の及びおそらくはその他の軍隊との間に、継続的協力的責任が存在することを考慮する¹⁹⁾。

つまり、国連による集団安全保障体制ができるまで、米軍が、日本のためではなく、「日本区域における国際の平和と安全の維持のために」日本に駐留する条約を締結する、と一応解することができる。この「安全保障」の項について、国務省で日本問題を担当するロバート・フィアリーは詳細な解説覚書を作成している。それによるとこの「安全保障」条項の解釈はつぎのごとくである。まず米軍の駐留はアジア諸国が主張してきた「日本の軍事的脅威」を納得させるものであると述べている。「日本の過去の侵略という点から考えた場合、『日本区域』とは別に太平洋区域における国際の平和と安全の維持のための条約の中で、いかなる規定がつけられるであろうか。……講和条約後に日本国内にとどまる合衆国軍は、日本がその権限において潜在的な安全保障上の脅威であると考えられる程度にまで、その脅威を抑止するものと考えることができる。」さらにフィアリーは、「もっともややこしいオーストラリアからの質問」にはつぎのように答える、と上記「安全保障」の解釈を示している。まず「その他の軍隊」とは日本の軍隊を指す。さらに「満足すべき別途の安全保障取決」とは、「国際連合が実効的責任を負担する」以外には、「われわれが合衆国軍を撤退させた後に日本国内にとどまる日本の軍隊は国連軍もしくはドイツにたいして提案されたような方法で他の太平洋諸国の軍隊と一体と (integrated with) されることになるであろうことをわれわれは期待している。」²⁰⁾

つまり、この「安全保障」条項の原則は単なる米軍駐留原則ではなく、講和条約発効後に主権国家が持ちうる一国の独自の自衛権の否定にほかならなかったのである。このような形でしか、日本軍を再建させ、ソ連の脅威に対抗させる一方で、アジア・太平洋諸国に「日本の軍事的脅威」を納得させる方法は米国にはないと、国務省は判断したのであろう。

日本軍の性格については陸軍省も同様の判断をしていた。陸軍省はこの時期に日米安保条約の基本構想をまとめているが、日本軍についてつぎのように述べている。「この条約が有効な間は、日本政府は陸・海・空軍は設置しない。ただし、これらの軍隊の兵力、形態、構成、軍備、その他組織上の特質に関し、合衆国政府の助言と合意がともなった場合、さらには、日本政府との協議の下に合衆国政府に全面的に従属する軍隊の創設計画の場合は、その限りでは

ない²¹⁾」つまりこれはさきの1950年 JCS 見解を否定するものである。

以上のような経緯を経て、トルーマン大統領は1951年1月10日に、ダレスを対日講和担当の大統領特使に任命する。これは言うまでもなく、同月末から始まる日本との協議に備えるためである。トルーマンはダレスを任命するにあり、講和条約（実質的には安保条約であったのだが）協議の方針をつぎのように示していた。

貴官（ダレス）は討議をすすめるにあたり、つぎの点に留意されたい。合衆国が日本を含む列島の防衛に実質的武装軍を介入させること、日本がみずからの防衛能力をしだいに身につけることが望ましいこと、さらにこの政策をいっそう内容あるものとするために、合衆国政策は太平洋島嶼国家（The Pacific Island Nations）（オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、日本、合衆国、さらにたぶんインドネシアも含めた）の相互援助取決を結ぶことを歓迎すること。これらが合衆国政府の政策である。この取決は締約国外からの侵略と締約国の一国からの攻撃、たとえば日本がふたたび侵略的となった場合は日本からの攻撃に対抗するために締約国の共同行動を確保するという二重の目的をもっている²²⁾。

このトルーマンの示した方針はつぎのように解することができよう。まず基本方針として、米軍による日本防衛と日本が防衛能力を漸増させることを挙げている。ただし、この「防衛能力」がどのような組織で、いかなる行動をとりうるか、自衛権との関連で言うならば、自衛権の行使のありようについては触れていない。つぎに集団的安全保障取決を「歓迎する」と述べ、必ずしも協議において譲ることのできない目的とはしていない。しかし、その構成国と目的はかなり具体的にされ、将来にわたっての「合衆国政府の政策である」ことを明示している。しかもその「二重の目的」から考えて、従来からのオーストラリア、フィリピン等の要求を受け入れて、集団的安全保障を「合衆国政府の政策」としたと解することができる。

このような大統領の方針に基づいてダレスは、講和条約協議のため1951年1

月25日来日することになる。

IV 日米安保体制の成立と自衛権

日米協議が開催されると日本側はさきの「講和7原則」に対応した形の「わが方の見解」を提案し、ダレス・ミッションに提出している。日本の自衛権にかかわる部分はずのごとくである。

二 安全保障

安全保障に関する日本政府の見解は、次のとおりである。

- 一 日本は、国内の安全を自力で確保する。
- 二 対外的安全保障に関しては、適当な方法によって、国際連合、とくに合衆国の協力を希望する。
- 三 このための取極は、平等の協同者としての日米両国間における相互の安全保障のための協力を規定する……（略）

三 再軍備

- 一 当面の問題として、再軍備は、日本にとって不可能である。
 - (a) 再軍備を唱道する日本人はいる。しかし、その議論は、問題を徹底的に究明した上でのものとは思われないし、また、必ずしも大衆の感情を代表するものではない。
 - (b) （略）
 - (c) わが近隣諸国が日本からの侵略の再現を恐れていることは、敵たる事実である。国内的には、旧軍国主義の再現の可能性に対して警戒する理由がある。さしあたって、われわれは、国の安全維持を再軍備以外の方途に求めなければならない。
- 二 今日、国際の平和は、国の治安と直接に結ばれている。この意味において、われわれは、国内の治安を維持しなければならず、そのためには、われわれは独力で完全な責任をとる決心をしている。これがため、わが警察及び海上保安の人員を直ちに増加し、また、その装備を強化する必要がある。

る²³⁾。

この「わが方の見解」は、外務省事務当局案に吉田首相が修正を加えたもの（「事務当局作成の『対処案』改訂案文」。以後これを「吉田私案」という）が基になっている。この吉田私案を見ると、「わが方の見解」の自衛権観念はさらに一層具体的となる。

まず「わが方の見解」の「安全保障」条項の二の後につぎのように述べている。「日本は自力によって国内治安を確保し、対外的には国際連合あるいは米国との協力（駐兵の如き）によって国の安全を確保したい。国際連合が前述の責任を実効的に果たしうるようになるまで、日本区域における国際の平和と安全の維持のため、日本は米国と協力体制を取りきめ応分の協力をなす用意がある。」

さらに「再軍備」条項の二の後はつぎの一文が書かれていた。「これが当面のところ日本が日本区域における平和維持のためにフィジカル・フォースにより貢献し得る限度である。と共に、大局から見て太平洋の安全にとり最善の途であると信ずる²⁴⁾。」

以上のごとく日本側の提案は、対外的安全保障は米軍などに委ね、この米軍にたいし日本は協力するが、それはフィジカル・フォース（治安軍）が限度である。一方国内治安維持は日本が独力で行う、というものであった。この安全保障観は一見してマッカーサーの朝鮮戦争以前の対日安保政策とほぼ同一のものであることがわかる。つまり自衛権の行使のみならず、自衛権（日本側の念頭にあった観念をあえて説明的に表現すれば対外的自衛権）そのものの否定であった、と考えられる。この点は同時期の西村熊雄外務省条約局長の自衛権に関する国会答弁とも一致する²⁵⁾。

米国側は言うまでもなく、集団的安全保障を基本とし、その中での日本の再軍備を予定していたのであるから、日本側提案の「わが方の見解」との間に基本的な違いがあった。ただし米国側は、この段階では太平洋条約もしくはアジア・太平洋の全一的な安全保障取極は困難と考えるに至った。それは日本側との協議と並行して行われた英国日本代表部との会談で、英国政府が同国の入らない集団的安全保障に強く反対していたためであった²⁶⁾。

日米安保条約の締結と日本の自衛権

そこで米国は集団的安全保障の一環としての二国間条約を提案するが、そこにも日米間に基本的な違いがあった。それは、日本側が「わが方の見解」を示したためと、米国側が以下の日米安保条約草案を示し（左側）、これにたいし日本側が修正案（右側）を出したなかによく示されている。

相互安全保障のための日米協力協定

米 国 原 案²⁷⁾

第一章

合衆国の責任

(1)合衆国は日本の平和と安全が太平洋地域の平和と安全、なかでも合衆国の平和と安全にとって不可分であると認識する。合衆国は日本の平和と安全を維持するために日本と責任を分担する。

(2)日本にたいする侵略行為があった場合において、合衆国はそのような侵略にたいして日本を援助するため、あらゆる必要な措置を直ちに講ずるものとする。

第二章

日本国の責任

(1)日本は、日本の平和と生存を護るために自衛のための固有の権利を有することを宣言する。

(2)日本は、日本における平和と安全を維持し、日本にたいする侵略行為にたいして、あらゆる可能な手段で合衆国に協力する。

日 本 修 正 案²⁸⁾

第一章

合衆国の責任（修正なし）

第二章

日本国の責任（修正なし）

第四章

合衆国軍隊の駐留

(3) 敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、第8章(2)の規定に従って任命された日本におけるすべての軍隊の最高司令官は、日本区域における土地・装備・施設を使用し、最高司令官の必要とする軍隊の戦略・戦術上の配備をなす権限を有する。

第八条

集団的防衛措置

(1) 日本政府の軍事組織は日本区域における平和と安全を防護する目的のためであり、かつ個別的・集団的自衛の固有の権利を定めた国連憲章51条を含む国連憲章に合致したものである。

(2) 日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じたとき合衆国政府が判断した場合には、警察予備隊ならびに他のすべての日本軍は、日本政府と協議のあと合衆国政府によって任命された最高司令官の統一司令部の下に置かれる。

第四章

合衆国軍隊の駐留

(3) 敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本に駐留する合衆国軍隊は、必要とする日本区域における区域、装備、施設を使用する権限を有する。

第八章

集団的防衛措置 (全面削除)

こうした完全な見解相違のなかで、米国側は、日本側に軍の創設と、創設された日本軍を米軍の指揮下に入れることは、譲れない必須の条件であった。こうしたなかで吉田首相はダレス側に「再軍備と憲法」と題するメモを提出して

いる。この中で吉田は「日本が軍備を持つためには憲法9条を改正する必要がある。再軍備のためのみに憲法を改正することは現時点においてきわめてデリケートであって困難と判断している。……日本人の気持ちちが再軍備に対し成熟するまでは、警察力の一般概念の中にはいるフィジカル・フォースを保持することによって實際上再軍備の目的を達するのが、最善の方途であろうと信ずる²⁹⁾」

この吉田提案は、さきの「わが方の見解」の延長上にあるものであり、ダレス側にはなんら新しい提案ではなかったが、フィジカル・フォース（治安軍）を超えるものは憲法9条に違反するとの判断を明示している点、さらにはこの判断が米国政府内部の判断（たとえばJCS 1380/48）と一致している点は興味深い。

吉田提案にダレス側は満足せず完全な対立状態となるなかで、日本側は翌2月3日、一転して以下の2つの提案を内密に行う。その第1は「保安部隊（security forces）」の創設である。この提案は「再軍備計画のための当初措置」と題され、安保条約発効と同時に計画を開始するとし、その内容はつぎのごとくである。「総数5万人にのぼる陸・海の保安部隊が、現在の警察力および警察予備隊とは別個に創設される。これら保安部隊は特別に訓練され、一段と強力な装備をもつもので、国家治安省（予定）の管轄下に置かれる。この5万人の部隊が日本の新たな民主的軍隊のスタートをしるすものとなろう。³⁰⁾」かくして日本側は軍隊の創設を約束した。

さらに日本側は同日、米国側安保条約草案に定められており、日本側が全面削除を要求した「集団的防衛措置」条項について、つぎのような提案を行っている。米国草案には「日米合同委員会」を設置し（上記には引用していない）、駐留軍の基地等を決定すると記されていたが、ここで「再軍備の計画・措置など」も決定することとし、しかもこれを秘密とする³¹⁾、というものであった。

このような日本の提案を受けて、ダレス使節団は団員会議を開き、そこでダレスはつぎのように述べている。「合衆国は日本人が憲法問題を解決し、形式的かつ公的にそのような義務を負うべき立場になるまで、軍事的義務を負うよう圧力をかけることはできない。」これにたいして団員で陸軍省占領地域担当

特別補佐官のバブコフ大佐は、日本人はなんらかの義務を引き受けようとしているのではないかと反論したが、ダレスは「現時点でどんな義務を引き受けるのか不明確だ」と再反論している。ついでダレスは「合衆国は完全に非武装化された国に不明確な保証を与える立場にない」とも述べている。しかしバブコフは、それにもかかわらず日本側が削除を提案した第8章(集団的防衛措置)は今後のことを考え、条約の中に残しておくべきだと主張し、ダレスもこれに同意する。ただし、この第8章をそのまま安保条約には置かず、Executive agreement (秘密協定)に入れる方法を提案する。これにたいし日本の法制度に詳しいシーボルト大使が、Executive agreement という制度が日本にないことを説明し、最終的には国会の審議にかけなくてすむ administrative agreement (行政協定)に入れることで合意する³²⁾。

この会議は安保条約の本質にかかわる重要な決定をしている。駐留米軍に日本防衛の義務がないこと、集団的防衛措置条項は必要であり、これを行政協定に入れることが決定されたのである。

以上のような経過の中で日米両国はつぎの四つの文書を作成し、これに合意する。

- ①講和(平和)条約案
- ②日本国と連合国との平和条約ならびに国連憲章51条に基づく合衆国と日本との集団的自衛のための協定案
- ③日本国と連合国との平和条約ならびに国連憲章51条に基づく合衆国と日本との集団的自衛のための協定への付属文書案
- ④集団防衛のために締結された協定の規定を実施するための合衆国と日本国との行政協定案

この段階で日米安保体制の法的枠組はほぼつくられたとみることができよう。

まず②は最終的には名称が「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」と変更される。本稿にかかわる内容上の違いを比較すると以下のごとくである。

日本国と連合国との平和条約ならびに国連憲章51条に基づき合衆国と日本との集団的自衛のための協定案³³⁾

平和条約は、日本国に一又は二以上の連合国と集団的自衛取極を締結する権利を与え、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。……(略)……

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が攻撃的な脅威となり、国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。(略)

第一条 平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。このような配備は、専ら外部からの武力攻撃にたいする日本の防衛のためのみを意図するもの

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。…(略)

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

第一条 平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部

であって、これに寄与する軍隊は、日本の国内問題に介入すに責任と権限とをなんら有するものではない。日本における大規模な内乱及び騒じょうを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助は、日本の国内問題への介入とはならないと解される。

の国による教唆又は干渉によって引き起こされた日本国における大規模の内乱及び騒じょうを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

まず「集団的自衛取極を締結する権利を与え」が「集団的安全保障取極を締結する権利を承認し」と変更されているが、これは平和（講和）条約で使用された用語と整合性を保つための修正であって、内容にかかわる修正ではない。内容上は第1条前段の駐留米軍の目的が「極東における国際の平和と安全の維持」へ変更され、また後段で内乱等への米軍の介入が明確にされたこと、である。条約名の変更は日本側から出されているが³⁴⁾、変更理由は不明である。変更の結果を考えると条約名から、「集団的自衛」を削除することが主たる目的であったように思える。しかしながら政府は名称変更を申し出る一方で、安保条約調印直後に米国に対し、「安全保障条約の法的性格」と題する文書を提出し（英文）、ここで安保条約が「事実上の集団的自衛」を認めているものと解する見解を表明している。

国連加盟国は、(1)国連憲章51条の下での自衛権行使、(2)国連の行為という二つの場合にのみ軍事行動をとることができる。このことは国連の行動に基づかない、なんらかの軍事行動が自衛の行為として正当化されなければならない。従って、今回の場合は、合衆国は、日本への武力攻撃が日本に駐留する合衆国軍隊への武力攻撃を構成するが故に、合衆国の自衛権を行使することになる。この場合、日本もまた自衛権を行使することになる。このように合衆国と日本の「集団的」自衛関係が結果として現実に生ずる。そのような関係が（講和条約）前文の中で明示的に表明されるようにとのわれわれ

の提案は拒否された。しかしながら、このことは、集団的自衛の事実上の関係という考え方が合衆国政府に受け入れがたいものであることを必ずしも意味するものではない、とわれわれは考える³⁵⁾。

このような安保条約上の自衛権解釈は、その後の政府の憲法の自衛権解釈と比較すると全く逆になるのであるから驚くべきことであるが、軍隊(保安部隊)創設提案以降のこの時点では、憲法9条を改正する方針を持っていたと考えられ、さらにこのような安保条約の自衛権解釈を米国に提案することによって、日本の防衛にたいする米国の責任を明確にしたいと考えたものと思われる。

というのは米国は日本軍の創設が条約上明確にならないなかで、さきに示したごとく、駐留米軍の目的を、草案段階の「日本の防衛のため」から「極東における国際の平和と安全の維持」(第1条前段)へと変更した。それがペンデンバーグ決議(1948年)にもとづくものであることは言うまでもない。

③の付属文書案は、最終的には「吉田・アチソン(米國務長官)交換公文」となった。同交換公文は朝鮮における国連軍への日本の「支持」(具体的には基地使用)に合意したものである。米国はこの交換公文を集団的安全保障の一環とみており、ロベット國務長官は、条約批准のための上院外交委員会に書簡を送り、「交換公文は集団的安全保障の方法を増大させることになろう³⁶⁾」と述べている。

④の行政協定案は、最終的には「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく日本国とアメリカ合衆国との間の行政協定」となる。この行政協定で米国はさきの安保条約草案から削除された第8章の「集団的防衛措置」条項を入れることを考え、行政協定草案に盛り込み(草案22条)、一度は日本側の合意を得たが³⁷⁾、その後の行政協定交渉で再び日本側の強い抵抗に会い、結局同条項は行政協定24条でつぎのような規定となった。

日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第1条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければ

ばならない。

つまり、行政協定においても米国側と有事の際の日本軍の指揮権に関する明示の条項を盛り込むことに失敗したのである。もちろん「必要な共同措置を執り」「直ちに協議しなければならない」ことが規定されたことは、米軍の指揮権が否定されたわけではない。この点について、協定交渉に当たった西村熊雄外務省条約局長は、「非常時の共同措置について言及しない限り（協定への）署名は困難、とまでの先方の強い意向があって……妥協案で解決された⁸⁸⁾」と述べている。

しかし、米国側はこの22条規定に満足せず、1952年7月にマーフィー駐日大使とクラーク米極東軍司令官が吉田首相から、1954年2月にアリソン駐日大使とハル米極東軍司令官が、これも吉田首相から、日本軍が「有事の際には米国の任命した司令官の統一指揮下に入る」との口頭合意を得ている⁸⁹⁾。この二つの時期が、前者は保安隊の創設を目前にした時期であり、後者は自衛隊の創設を目前にした時期であったことに注目したい。いづれにしてもこの集団的防衛措置条項は米国にとって必須の、不可欠の条項であったとみることができる。

日本政府が署名した文書は以上の四つであるが、日本の自衛権はこれだけによって規定されていない。米国はさきの太平洋条約をこの段階ではあきらめたが、完全にあきらめたわけではなかった。米国は太平洋条約を当面あきらめて、これを日米、米比、米・オーストラリア・ニュージーランド (ANZUS) の三条約に分割し、米比・ANZUS両条約の中に日本の自衛権にかかわる条項を盛り込んだ。関連条項をANZUS条約から引用すると以下のごとくである。

本条約の締結国は、(略)

アメリカ合衆国がその軍隊をフィリピンに駐留させる取極をすでに締結しており、琉球諸島において軍隊を維持し、かつ行政上の責任を有し、また日本との平和条約が発効したときには、日本地域における平和と安全に資するため日本国内およびその周辺にも軍隊を駐留させることがあることに留意し、

(略)

日米安保条約の締結と日本の自衛権

太平洋地域の地域的安全保障のための一層包括的な制度が進展するまでの間、平和と安全を維持するための集団防衛についての締約国の努力を調整することを希望し、

次の通り宣言し、かつ同意する。

(第1条～第3条は略)

第4条 各締約国は、太平洋地域におけるどの締約国に対する武力攻撃も自国の平和と安全を危くするものであることを認め、自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するための行動をとることを宣言する。(略)

第5条 第4条の規定の適用上、いずれかの締約国に対する武力攻撃は、どの締約国の本国領域、または太平洋上にある同国の管轄下の諸島、または太平洋における同国の軍隊、公船または航空機に対する武力攻撃も含むものとみなされる。

(第6条は略)

第7条 締約国は、本条約の実施に関する事項を審議するため、各締約国の外務大臣またはその代理者で構成する理事会を設置する。(以下略)

第8条 第7条によって設置される理事会は、太平洋地域のより包括的な地域的安全保障制度が生み出され、また国際連合が国際の平和と安全を維持するためのより効果的な手段を生み出すまでの間、本条約の目的を推進し、太平洋地域の安全に寄与できる立場にある太平洋地域の国家、地域機構、国家連合または他の当局との間に協議の関係を維持する権限を与える⁴⁰⁾。

上の ANZUS 条約のうち、4条と5条は米比条約(正式には「アメリカ合衆国とフィリピン共和国との間の相互防衛条約」)の4条、5条と全く同一である。つまり、4条で共同対処を定め、5条でその共同対処地域を定めているが、その共同対処地域は本国領域に限らず、「太平洋における同国の軍隊、公船または航空機」も含むのであるから、在日米軍基地への武力攻撃にたいしては、米国のみならず、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンも共同して防衛する義務があることになる。しかもこれは日本への武力攻撃でもあるから日米の集団的自衛権の発動となり、米国を介して5ヶ国の集団的自衛権の

発動が可能となる。

7条, 8条は, 集団的安全保障のための協議機関(理事会)とその構成国を定めている。この規定は米比条約にはない。8条の構成国は, 締約国とせず, 「太平洋地域の国家, 地域機構, 国家連合または他の当局」と定めているが, この規定について, ダレスは「フィリピン, 台湾, 日本, インドネシア, マラヤ英領マラヤ, タイ⁴¹⁾」などが含まれるだろう, と述べている。つまり, 日本は米国との集団的自衛権の行使を通じて, 「自国の防衛のため」(安保前文)の日本軍が, 「国際の平和と安全」のために, ANZUSの協議機関に入る可能性も定められているのである。米国は太平洋条約のような包括的な集団安全保障条約はあきらめたが, これを補完する役割を ANZUS 条約に与えた, とみることができる。上記の ANZUS 条約前文はこの点を謳っている。

このような変形的な, 従って「暫定的」(安保条約前文)な日米安保条約を中心とした関連諸条約(協定)さらには太平洋の他の安全保障条約の中で日本の自衛権ならびにその行使の形態はどのように位置づけられるのであろうか。まず, これら条約締結時点で日本が個別的・集団的自衛権を行使できうる主体(軍隊)を国内法上欠いており, また条約上にその設置を明記するに至らず暫定的なものとなかったが, 条約は近い将来において設置が可能になることを前提とした構造になった。その際憲法9条との関係が当然問題となるが, この時点では改正を前提としていた, とみることができる。日本政府側の見解は, さきの「安全保障条約の法的性格」と題する文書において明白であろう。一方ダレス大統領特使のアリソン補佐官は日本との協議のあとの上院外交委員会秘密公聴会で議員の質問につきのように答えている。

カーナハン(ミズリー州選出, 民主党) 軍事条項に関する憲法の変更にもむけて(日米が)相互に進めている努力についてなにか考えがありますか。

アリソン それは日本人自身が決定しなければならない問題ですので, その問題は強く避けてきています。われわれがその問題になんらかの圧力をかけようとするならば, よい方向にではなく, 悪い方向になってしまうでしょう。

日米安保条約の締結と日本の自衛権

カーナハン 私は圧力について尋ねているのではないのです。もしこの問題についてなんらかのムードがあるとすれば……

アリソン この問題に関して注目すべき考え方があります。交渉の結果、日本の官僚（複数）は条約発効後に、しかも彼らが考えているのは世論の都合のいい時に、憲法改正の努力をする、とわれわれにはっきり述べました。

カーナハン 憲法が改正されるであろうという感触はありますか。

アリソン はい⁴²⁾。

このように日米両国政府は、日米安保条約の締結によって憲法9条は改正されると考えていた。これを前提に米軍は「極東の平和と安全の維持のため」日本に基地を置き、日本は「自国の防衛のため」の軍隊を整える。このことは在日米軍基地が武力攻撃を受けた際には米軍は自国の在日米軍基地を防衛し、日本は「自国の防衛」をすることとなり、ここに「集団的自衛の事実上の関係」が生じる。さらに朝鮮国連軍の駐留により、国連軍との「集団的自衛の事実上の関係」の可能な構造となった。朝鮮国連軍以外の軍との集団的自衛権の行使の態様は日本が当事国となる条約ではなく、米比、ANZUS条約で規定され、米軍が共通項となる間接的な集団的自衛権の行使となった。

また、日本の自衛権の行使については、条約上は「自国の防衛」とあり、その後の自衛隊法上も「わが国を防衛」とあり、有事に米軍指揮下におかれても、それは国内に限定される。これは米国にとっては必ずしも望ましくないが、アジア・太平洋諸国の日本にたいする軍事的脅威を考慮に入れた自衛権行使の米国による限定であったとみることができよう。

V まとめにかえて

日本政府は日米安全保障条約を締結することによって、憲法改正を前提として、個別的・集団的自衛権を相手国にたいして認めることに合意した。日米安保条約は二国間条約の形式をとっているが、米比・ANZUS条約が在日米軍基地の防衛義務を有し、かつ日本の自衛権の行使が指揮権を一方の当事国に握

られているという意味では、不完全ではあるが集団的安全保障条約に近い。

安全保障の方式には、個別的安全保障、対抗的安全保障、集団的安全保障の三つの方式があり、日米安全保障条約は「対外的に集団的自衛の名目で結束しあった攻守同盟⁴³⁾」という性格を有すると共に、日本の自衛権の行使が同盟内で制約的であるばかりか、一方的に米比・ANZUS 条約で日本領域内の防衛義務が定められているということを考えれば、きわめて変型的な集団的安全保障であるといえよう。これは日本によるアジア・太平洋諸国への侵略戦争という歴史と、その後の米国によるこれら諸国との反共同盟の結成への要請という二律背反的利益を一致させざるをえなかった歴史的制約によっているといえよう。

政府はその後、1954年に憲法9条に関する統一見解を発表し、この中で「自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは憲法に違反しない」とし、自衛権行使の範囲を限定して合憲の解釈を行った。この解釈が、日米安保交渉のなかで軍隊創設を迫られ、創設を決意した段階から憲法改正をせざるをえないと決意していたことを考えれば、論理的に矛盾することは当然であるが、同時に創設された軍隊である自衛隊の指揮権、米軍駐留と米比・ANZUS 条約との関連をすべて切り捨てた解釈でしかなかった。米国側との解釈の落差はきわめて大きい。にもかかわらず、この政府解釈がかなりの長期にわたり、それなりに安定的に機能しえたのは、少なくとも平時における自衛権行使においては、国内法上の安定性という問題を除けば、日米間に現実的には障害とならず、さらには日本の軍事的脅威との関連では自衛権を日本国内に限定することは、むしろ望ましい面もあったことから、日本の「国内問題」として、米国は黙認してきた、とみることができよう。

条約上、さらには条約関連上から生じた合意を日本政府が相手国との合意にもかかわらず、これを履行せず、合意とは異なる憲法上の「解釈」を行っても現実には問題が生じなかった理由は、その後日本にたいして「武力攻撃が加えられた場合」がなかったことによる可言えよう。これこそが政府の架空の自衛権解釈を支えてきた最大の理由である。

日本国憲法は「在来の自衛権の中心的部分を放棄した⁴⁴⁾」と解釈せざるをえ

ないのであるが、日米安保条約の締結にいたり、きわめて古典的かつ抽象的に主権国家が自衛権を持つことの当然性が主張されたのであるが、日米安保体制のなかで形成された日本の自衛権は、具体的かつ歴史的制約のなかで、古典的自衛権とは全く異なった、米国のアジア政策によって限定づけられたものとなった⁴⁵⁾。

〔註〕

- 1) 国際法上の自衛権については田岡良一『国際法上の自衛権・補訂版』（勁草書房、1981年）。憲法上の自衛権については山内敏弘「日本国憲法と『自衛権』観念」『法律時報』1975年10月。最近のものに深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、1987年）
- 2) Limited Military Armament for Japan, (JCS 1389/48), U. S. National Archives
- 3) Prohibition of Military Activity in Japan and Disposition of the Japanese Military Equipment, FEC 017/20, U. S. National Archives
- 4) Memorandum by Green to Allison, July 19, 1950, *Foreign Relations of the United States (FRUS), 1950*, Vol. VI, pp. 1244-1246
- 5) Recommendation with Respect to the United States toward Japan (NSC 13/2), Oct. 7, 1948, *FRUS, 1948*, Vol. VI, p. 859 この訳文は大蔵省財政史室編『昭和財政史』第3巻（東洋経済新報社、1976年）20頁によった。
- 6) Memorandum by the Joint Chiefs of staff to the Secretary of Defense (NSC 44), March 1, 1949, *FRUS, 1949*, Vol. VII, Part 2, p. 671
- 7) Report by the Joint Chiefs of staff (NSC 49), June 9, 1949, *ibid.*, p. 774
- 8) Department of State Comments on NSC 49 (NSC 49/1), Sept. 30, 1949, *ibid.*, p. 871
- 9) Views of General of the Army Douglas MacArthur on Rearmament of Japan (Annex B of JCS 1380/48), April 16, 1948, U. S. National Archives
- 10) General of the Army Douglas MacArthur to the Department of the Army, Jan. 22, 1949, *FRUS, 1949*, Vol. VII, Part 2, p. 627
- 11) Memorandum of Conversation, by the Chargé in Japan (Huston), July 16, 1949, *ibid.*, p. 806
- 12) 「マッカーサー年頭の辞」永井憲一・利谷信義編『資料・日本国憲法』第二巻（三省堂、1986年）p. 29に依った。
- 13) Memorandum on Concept Governing Security in Post-War Japan by MacArthur, June 23, 1950, *FRUS, 1950* Vol. VI, pp. 1227-1228
- 14) 横田の場合は1月28日の読売新聞紙上が最初であり、その後『自衛権』（1951年9月）で体系的に述べられている。宮沢の場合は「憲法第9条あれこれ問題」『日本評論』（1951年5月）。この点についての詳説は山内敏弘・前掲論文・104-105頁
- 15) The Position of the United States with Respect to Asia (NSC 48/2), Dec.

- 30, 1949, *FRUS, 1949*, Vol. VII, Part 2, pp. 1216-1217
- 16) Memorandum for the Secretary of Defense, Aug. 22, 1950, *FRUS, 1950*, Vol. VI, p. 1279
- 17) Memorandum of Conversation, by the Secretary of State, Feb. 4, 1950, *FRUS, 1950*, Vol. VI, pp. 1412-1413
- 18) Memorandum of Conversation, by Mr. Ward P. Allen, Adviser, United States, Delegation to the United Nations General Assembly, Oct. 12, 1950, *FRUS, 1950*, Vol. VI, pp. 150-151
- 19) Unsigned Memorandum prepared in the Dept. of State, Sept, 11, 1950, *ibid.*, p. 1297 なおこの7原則は1951年1月28日日本政府に手交された。訳文は西村熊雄『日本外交史』第27巻(サンフランシスコ平和条約)(鹿島研究所出版会, 1971年)376頁所収の訳文に依った。
- 20) Unsigned Memorandum by R. Fearey, *ibid.*, p. 1329
- 21) Draft of Points to be Included in the Formation of the Terms of the United States-Japanese Bilateral Agreement on Security, *ibid.*, p. 134
- 22) Draft Letter to Mr. Dulles, Jan. 10, 1951, *FRUS, 1951*, Vol. VI, p. 789
- 23) 外務省外交記録。B' 4. 0. 0. 3 (対日平和条約関係第一次ダレス来訪関係—第一次交渉—第一巻) なお提案にたいし「予の私見」との吉田の添書がある。
- 24) 外務省外交記録。同上。
- 25) 前掲の山内論文・前掲書・102頁
- 26) The United States Political Adviser to SCAP (Sebalt) to the Secretary of State, Feb. 2, 1951, *FRUS, 1951*, Vol. VI, p. 144
- 27) Agreement Concerning Japanese-American Cooperation for their Mutual Security, undated, *ibid.*, pp. 843-848
- 28) 外務省外交記録。前掲。
- 29) 外務省外交記録。同上。
- 30) 読売新聞1982年9月20日。同紙はこの提案の原文を当時のダレス使節団の随員から入手している。なお同紙は security forces を「保安部隊」と訳しているので、この個所はそのままにしたが、他の個所で security forces とある場合は、筆者はすべて「安全保障軍」と訳している。
- 31) 外務省外交記録。前掲。英文のみ残されている。タイトルは Japanese Proposal とあるのみ。
- 32) Memorandum by Mr. Robert A. Fearey of the Office of Northeast Asian Affairs (Minutes—Dulles Mission Staff Meeting), Feb. 5, 1951, *FRUS, 1951*, Vol. pp 857-859
- 33) Agreement Between the United States of America and Japan for Collective Self-Defense Made Pursuant to the Treaty of Peace Between Japan and the Allied Powers and the Provisions of Article 51 of the Charter of the United Nations, Feb. 5, 1951, *ibid.*, pp. 856-857
- 34) Memorandum of Conversation, by the Third Secretary of the Mission in Japan (Japanese Peace Treaty and Bilateral Agreement) June 28, 1951, *ibid.*, p. 1154

日米安保条約の締結と日本の自衛権

- 35) 外務省外交記録。B'.4.0.0.7 (対日平和条約及び日米安全保障条約締結交渉関係) タイトルは *The Legal Character of the Security Treaty* とあり、「(1951年)10月12日午後」米国側に手交とある。
- 36) *Hearings before the Committee on Foreign Relations, United States Senate, 82 Congress, Second Session*, p. 5
- 37) 1951年2月9日, 井口外務次官とアリソン大統領特使補佐官との合意。FRUS, 1951, *ibid.*, P. 875
- 38) 西村熊雄『安全保障条約論』(時事通信社, 1959年) 94頁
- 39) 1952年7月に関しては Message by Clark to JCS, Message No. C-52588, File No. 383. 21 JAPAN (3-13-45) Sec.30 1954年2月に関しては Committee on Foreign Affairs, U. S. House of Rep., *Selected Executive Session Hearings of the Committee, 1951-56*, Vol. XVII, p. 79 なお詳細は拙稿「有事の際, 自衛隊は米軍の指揮下に」『朝日ジャーナル』23巻21号, 22号。
- 40) USIS ed., *U. S. Defense and Mutual Security Commitments in the Pacific Area*, 1969 訳文つきのため, 引用はこれによっているが, 日米安保条約日本語正文と用語を統一するため, いくつか訳文を修正した。
- 41) *Hearings before the Committee on Foreign Relations*, *op. cit.* p.
- 42) Committee on Foreign Affairs, U. S. House of Rep., *op. cit.*, p. 69
- 43) 宮崎繁樹「主権と自衛権」『法律時報』(1975年10月) 84頁
- 44) 小林直樹『憲法第9条』(岩波新書, 1982年) 51頁
- 45) 講和条約の主権条項は「第一章平和」の第1条(a)で戦争状態の終結のあと, (b)で「連合国は, 日本国及びその領水にたいする日本国民の完全な主権を承認する」とされているが, 草案段階では「第二章・主権」を別に設け, 「連合国は日本の領域にたいする日本国民と選挙で選ばれた代表者の完全な主権を承認する」とされていた(FR US, 1951, *op. cit.*, p. 850)。このような変化が, 自衛権が主権国家として完全に行使できなくなったことと, なんらかの関係があるのかどうか, 気になるところである。